
平成18年第2回玖珠町議会定例会会議録(第1号)

平成18年6月7日(水)

1. 議事日程第1号

平成18年6月7日(水) 午前10時開会(開議)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
- 第 3 議長の諸般の報告
- 第 4 議案の上程(議案第68号から議案第106号)
- 第 5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明
- 第 6 請願並びに陳情の上程(陳情1件)
- 第 7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
- 第 8 質疑・討論・採決(専決処分10件)

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
- 日程第 3 議長の諸般の報告
- 日程第 4 議案の上程(議案第68号から議案第106号)
- 日程第 5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明
- 日程第 6 請願並びに陳情の上程(陳情1件)
- 日程第 7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
- 日程第 8 質疑・討論・採決(専決処分10件)

出席議員(19名)

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 宿 利 俊 行 | 2 番 | 清 藤 一 憲 |
| 3 番 | 松 本 義 臣 | 4 番 | 高 田 修 治 |

5 番	秦 時 雄	6 番	湯 浅 至
7 番	江 藤 徳 美	8 番	藤 野 修 二
9 番	藤 本 勝 美	10 番	日 隈 久美男
11 番	佐 藤 健次郎	12 番	後 藤 勲
13 番	穴 井 丈 洋	14 番	神 田 義 彦
15 番	安 達 宏 彦	16 番	片 山 博 雅
17 番	繁 田 弘 司	19 番	小 野 菊 男
20 番	横 山 富 夫		

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 高 倉 益 雄 議事係長 穴 井 陸 明

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小 林 公 明	助 役	日 隈 紀 生
教 育 長	西 野 重 正	総務課長 兼自治振興室長	小 幡 岳 久
企画財政課長	秋 吉 徹 成	税 務 課 長	大 塚 章 雄
福祉保健課長	松 山 照 夫	住 民 課 長	中 尾 拓
建 設 課 長	合 原 正 則	農 林 課 長	佐 藤 左 俊
農林課参事兼 農業委員会 事務局長	小 川 敬 文	商工観光課長	河 島 広太郎
水 道 課 長	麻 生 長三郎	会 計 課 長	日 隈 駿 一
人権・同和对策 室長兼隣保館長	大 蔵 喜久男	学 校 教 育 課 長	坪 井 万 里
社会教育課長 兼中央公民館長	芝 原 哲 夫	社会教育課参事	宿 利 博 実
わらべの館館長	酒 井 恵一郎	行 政 係 長	村 木 賢 二

上 程 議 案

議案第68号 専決処分の承認を求めることについて（その1）
 玖珠町税条例の一部を改正する条例について

- 議案第69号 専決処分の承認を求めることについて（その2）
 玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて（その3）
 大分県退職手当組合理約の変更について
- 議案第71号 専決処分の承認を求めることについて（その4）
 大分県消防補償等組合理約の変更について
- 議案第72号 専決処分の承認を求めることについて（その5）
 平成17年度玖珠町一般会計補正予算（第10号）について
- 議案第73号 専決処分の承認を求めることについて（その6）
 平成17年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について
- 議案第74号 専決処分の承認を求めることについて（その7）
 平成17年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第75号 専決処分の承認を求めることについて（その8）
 平成17年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて（その9）
 平成17年度玖珠町老人保健特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第77号 専決処分の承認を求めることについて（その10）
 平成17年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第78号 メルヘンの森スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第79号 玖珠町障害者介護給付費等認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 議案第80号 玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第81号 玖珠町使用料条例の一部改正について
- 議案第82号 玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第83号 辺地（日出生辺地）に係る総合整備計画の策定について
- 議案第84号 辺地（片草辺地）に係る総合整備計画の策定について
- 議案第85号 辺地（古後辺地）に係る総合整備計画の策定について
- 議案第86号 辺地（大野原辺地）に係る総合整備計画の策定について
- 議案第87号 辺地（鏡辺地）に係る総合整備計画の策定について
- 議案第88号 玖珠町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 議案第89号 玖珠町立くすのき保育園の指定管理者の指定について
- 議案第90号 玖珠町森林とのふれあい施設の指定管理者の指定について
- 議案第91号 玖珠町有機センターの指定管理者の指定について

議案第 92号	玖珠町立羽田農産物共同販売施設の指定管理者の指定について
議案第 93号	玖珠町立羽田農産物加工施設の指定管理者の指定について
議案第 94号	宇戸農畜産物加工施設の指定管理者の指定について
議案第 95号	東奥山農産物共同販売施設の指定管理者の指定について
議案第 96号	玖珠町農業・畜産公園カウベルランドくすの指定管理者の指定について
議案第 97号	玖珠町農村都市交流施設三日月の滝公園の指定管理者の指定について
議案第 98号	玖珠町鹿倉休憩舎の指定管理者の指定について
議案第 99号	玖珠町観光物産館の指定管理者の指定について
議案第100号	玖珠町自治公民館の指定管理者の指定について
議案第101号	日出生北部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
議案第102号	日出生南部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
議案第103号	大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について
議案第104号	平成18年度玖珠町一般会計補正予算(第1号)について
議案第105号	平成18年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
議案第106号	平成18年度玖珠町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
報告第 1号	平成17年度玖珠町一般会計繰越明許費繰越計算書について

午前10時00分開会(開議)

○議長(横山富夫君) おはようございます。

ただ今の出席議員は全員です。

会議の定足数に達しております。地方自治法第113条の規定により平成18年第2回玖珠町議会定例会は成立いたしました。

よって、ここに開会を宣言し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(横山富夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において、

6番 湯浅 至君

13番 穴井丈洋君

の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（横山富夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長に、委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長佐藤健次郎君。

○議会運営委員長（佐藤健次郎君） 皆さんおはようございます。

議会運営委員会の協議結果についてご報告をいたします。

平成18年第2回玖珠町議会定例会の開会にあたり、去る6月2日議会運営委員会を開催いたしました。

今期定例会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め概略の説明をいただき、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日、6月7日から21日までの15日間といたしたいと思っております。

今期定例会に上程されます議案は、専決処分の承認案件10件、条例の制定案件2件、条例の一部改正案件3件、辺地に係る総合整備計画の策定案件5件、指定管理者の指定案件15件、地方公共団体の数の増減案件1件、平成18年度玖珠町一般会計補正予算案件1件、平成18年度玖珠町特別会計補正予算案件2件、平成17年度玖珠町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告案件1件、陳情1件でございます。

なお、議案第68号から議案第77号までの10議案は、専決処分の承認を求める案件であります。

議案の性格上委員会付託を省略し、本日の日程の中で質疑、討論、採決をお願いいたします。

なお、会期中に執行部より追加議案として、人事案件1件の上程が予定されているとの報告を受けております。

次に、本定例会の一般質問者は8名であります。一般質問は13日に5名、14日に3名の2日間の日程で行いたいと思っております。

どうか本定例会の慎重なるご審議と議会運営に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（横山富夫君） おはかりいたします。

ただ今、議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今期定例会の会期は、本日6月7日から6月21日までの15日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日6月7日から6月21日までの15日間と決定いたしました。

日程第3 議長の諸般の報告

○議長（横山富夫君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

全国町村議長会議長研修について申し上げます。

平成18年5月23日・24日に第31回全国町村議長会議長研修会が、東京郵便貯金ホールで開催されました。

1日目は東大教授の神野直彦氏の「地方分権の行方」と、評論家の富山和子氏の「水と緑の國、日本～地球環境問題と私たちの国土～」及び東大教授の姜尚中氏の「どうなるこれからの政局」についての講演でありました。

2日目は、成蹊大学名誉教授の佐藤 竺氏の「分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策」と題して講演を受け、午後は「あるべき議会像を求めて」を議題としてパネルディスカッションが展開されました。

以上で議長の報告を終わります。

日程第4 議案の上程(議案第68号から議案第106号まで)

○議長（横山富夫君） 日程第4、議案の上程を行います。

今期定例会に提出されました議案第68号から議案第106号までの39議案について、一括上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会に提出されました議案第68号から議案第106号までの39議案につきましては、一括上程することに決定いたしました。

日程第5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明

○議長（横山富夫君） 日程第5、町長に諸般の報告並びに提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林公明君） 皆さんおはようございます。

本日ここに平成18年第2回の玖珠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用の中にもかかわらずご参集を賜りまして誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、ご提案申し上げます諸議案の説明と町政諸般の報告を申し述べ、議員各位

のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

ここ数日はこの時期には珍しく好天に恵まれておりまして、本日も6月にも関わらず素晴らしい天気にも恵まれておりますけれども、既に先月には沖縄奄美地方の梅雨入りが発表されております。気象庁の方では九州北部地方の梅雨入りというのはいまだに発表されておられませんけれども、いずれにしてもこの時期は降雨量が気掛かりでございます。集中豪雨などによります災害の発生のないことや、農作物への悪影響がないことを願っているところでございます。

さて、国会が全会一致で地方分権の推進を決議した平成5年以来、平成7年に地方分権推進法が施行され、その後6年間続いた第一次の分権改革、これは国と自治体の関係を上下主従の関係から、対等・協力の関係に変え、更に地方の税財政の改革に焦点を当てました三位一体の改革、いわゆる三位一体の改革につきましては、国から地方へ3兆円の税源移譲、4兆円の国庫補助金の廃止がされたというふうに言われてるところであります。

しかし、権限と組織を何とか守ろうとします中央省庁の壁は厚く、三位一体の改革では3兆円の税源移譲と4兆円の国庫補助金の廃止などというふうに言われておりますけれども、その国庫補助負担金のいわゆる廃止というものはほとんど見送られまして、国の強い関与を残したまま国の補助負担率を補助金の負担率や補助率を引き下げるとのことなどや、あるいは国庫補助金を一部削減して一般財源化するというふうな手法が取られまして、こういう方法でありますと地方のいわゆる自由度というものは十分にはなされていないというふうに思うわけでございます。

更に、現在ご案内のように政府においては来月中にも閣議決定される予定になっております19年度の経済財政運営の基本方針、いわゆる骨太の方針というものの中に、現行の地方交付税制度に地方交付税の算定基礎に面積と人口を基礎とした新しい交付税の算定制度というものを取り入れ、そういうことによって地方財政全体の歳出総額を大幅にカットしようと、削減しようとしているところであります。

このような状況に対しまして、私どもは去る5月31日全国知事会や市長会、町村会、それにそれぞれの議会の議長会で構成されます地方6団体が一堂に会しまして、東京千代田区の九段会館で「地方自治危機突破総決起大会」というものを開催いたしまして、私も弱小団体ではありますが大分県町村会長として参加させていただいたところでございます。当日の地方自治危機突破総決起大会には、全国の知事や市町村長、議長、議員など多くの方々が参加し、地域のニーズに対応した行政サービスを提供し、自主自立した行財政運営を行うために、税源移譲、地方交付税の総額確保を実現し、更に地方交付税制度の本質を無視した削減論を打破しようということでの意思統一が図られたところでございます。

そして、引き続き私ども大分県の関係者は大分県選出の国会議員にお会いして、ただ今申し上げましたような趣旨を要請いたしたところでございます。

現在、この玖珠町では議員の皆様のご同意ご理解をいただきまして、ご案内のように「玖珠町行

財政改革緊急4カ年計画」というものを策定し、同計画に基づいて厳しい予算編成を続け、徹底した行政経費の削減や事業の整理統合、民間委託の検討、そして職員の意識改革等に取り組んでいるところであります。

現在、国が考えるような新型交付税、人口と面積だけで算出する交付税制度が一部ではあっても取り入れられるようなことになると、人口規模が小さい町村では基本的な行政サービスすら厳しくなると、そういう恐れがあるとも言われてるところであります。

国の借金はこの3月末現在で800兆円を超えと言われ、国の財政再建という大きな目標を掲げられますと、地方行財政の改革も住民の負担増なども一概に反対というのは難しくなってくるのが辛いところではあります。

しかし、それでもここで地方自治体を窮地に陥らせるということは国民、つまり地域の住民が窮地に追い込まれるということでございまして、都道府県、市町村の財政危機を招かないように、地方交付税の制度改編、削減はくれぐれも慎重に論議を尽くして実施されるべきであり、また、そういうことを声を大にして中央に申し上げる時期だというふうに認識いたしてるところでございます。

続きまして、町政諸般の報告をいたしたいというふうに思います。

初めに、先の3月議会以降の町政に係る諸般の報告から申し上げます。

まず、地域包括支援センターについて申し上げます。

平成12年4月に介護保険制度がスタートして以来、在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大するなど、介護保険制度が老後の安心を支える仕組みとして定着してまいりました。しかし、これに比例して介護保険の総費用額は著しく増大し、現行制度のものでは制度の持続、維持が困難となってまいりました。

そこで、本年4月予防重視型システムの確立、予防の重視型システムの確立、施設給付の見直し、施設サービスの見直し、新たなサービス体系の確立といった視点で、介護保険法の改正が行われ、併せて玖珠町では第三期の介護保険計画の見直しを行い、玖珠町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定したところでございます。

今回の介護保険法の改正では、要支援1と2、要介護1の軽度介護者の大幅な増加に伴いまして、介護予防を重視したシステムの確立をするために、新予防給付を創設し、そのケアマネージメントを行うために地域の中核機関として地域包括支援センターの設置が義務付けられたことはご案内のとおりでございます。

玖珠町ではこれを受け、地域包括支援センターを公平性とか公益性というものを考慮したうえで、町の直営で行うこととし、介護予防ケアマネージメント、総合相談支援、包括的継続的ケアマネージメントなどの高齢者への支援を本年4月1日より開始いたしました。

総合相談事業では、各介護保険サービス事業所や医療機関、民生委員そして高齢者家族より頻繁に相談が寄せられておりまして、随時支援を行っているところでございます。

また、地域支援事業によります高齢者への予防事業につきましては、順次開始しておりまして、今後は対象者の選定を行い、効果的な事業の展開を図る所存でございます。

次に、玖珠町消防団第16回操法大会について申し上げます。

玖珠町消防団第16回操法大会が4月23日、玖珠川河川敷にて行われました。今年は好天に恵まれ、多くのご来賓の方々にご臨席を賜り、消防団員467名中408名が参加し、ポンプ車の部5個部、小型ポンプ車の部26個部で日頃の訓練の成果を競い合ったところでございます。

また、今年は小型ポンプの部が全国大会につながるという年でもありました。より熱のこもった大会となったところであります。結果といたしましては、ポンプ車の部は第1分団第5部、小型ポンプの部は第1分団第4部がそれぞれ優勝いたしました。現在は、出場選手の中から選抜を行い、来る県大会、そして願わくば全国大会に向けて準備を進めておるところでございます。

次に、発泡スチロールの回収について申し上げます。

近年ごみの排出量の増大、特に紙類やプラスチック、発泡スチロールなどのごみの増加で、焼却時の発熱量が高くなり、焼却炉が傷みやすくなったうえ、処理費用も年々増加してるところであります。

このことから、町では昨年5月より新聞紙、段ボール、雑誌などの資源ごみの回収を開始いたしました。また、更に今年の5月から町民の方々に環境学習会や広報などを通じまして、ご理解ご協力をお願いし、これまで燃えるごみに分別して回収いたしておりました発泡スチロール系の食品トレイ、カップ麺や弁当、納豆の容器などPSマークの入ってるものにつきましては、第4分別として2ヶ月に一度回収を行うことといたしました。

このことにより、今後ごみの処理費用の削減が見込まれるのではないかとというふうに期待いたしてるところでございます。

次に、恒例の第57回日本童話祭について申し上げます。

5月4日・5日三島公園や玖珠川河川敷などを中心に開催されました第57回日本童話祭は、両日とも幸いにも好天に恵まれまして、多くの参加者を玖珠町にお迎えすることができました。4日には第23回児童生徒俳句大会の表彰式、久留島武彦翁の顕彰式、第11回語りべ大会、角牟礼おとぎ登山等が開催されたところであります。

また、5日には童話祭のメイン行事が三島公園と玖珠川河川敷で開催されました。仮装パレードには愛媛県の津島牛鬼会を含む一般参加18チーム、550名の方にご参加をいただきました。議会としても積極的にご参加をいただきまして、本当にありがとうございました。

そのほか、おとぎ列車の運行やおとぎ劇場、そういうものも開催されまして、例年より格段に多い4万5,000人もの参加者を迎えることができ、とりわけて事故もなく盛会裡に第57回の日本童話祭を終了できました。

議員の皆さん方をはじめ改めて町民の方々に感謝を申し上げたいというふうに思っております。

申し上げるまでもなく、日本童話祭は本町を代表するイベントであります。今後とも子どもと子ども文化の育成高揚を基調に、発展的に継承を図っていきたいと考えているところでございます。

次にメルヘンの森スポーツ公園について申し上げます。

5月10日に大分国体玖珠町実行委員会の常任委員会を開催し、次回開催される第2回総会への報告及び議案等を審議し、その承認をいただきました。

この常任委員会の承認を受けまして、大分国体玖珠町実行委員会の第2回の総会を5月26日にメルサンホールで開催したところでございます。

更に、5月の30日には大分県の国体会場施設の建設では最初となりますメルヘンの森スポーツ公園の中のホッケー場が完成いたしました。総工費4億4,614万5,000円で、大分県から国体施設整備補助金7,883万4,000円、それに交付税措置がございます過疎債を充当させていただきまして、ウォーターベース、人工芝仕様のホッケー場でございます。日本の人工芝公式検査機関でございます日本化学繊維検査協会により試験検査を受け、検査合格の報告を受けたところでございます。

今後は日本ホッケー協会を經由して、正式に人工芝競技場の公式認証をいただく予定となっております。

このホッケー場が完成したことによりまして、玖珠町の一村スポーツでありますホッケー競技を、町民へより身近なものとするとともに、ジュニアクラスの競技力向上や小中学校へのホッケー競技の定着を図ることで、ホッケー選手層に厚みを加え、玖珠町のホッケー競技力が全国レベルに達するよう、そういう場所になるよう、また、今度の国体63回の大分国体ホッケー会場としてだけでなく、九州のホッケー競技のメッカとなる施設として一步の前進があったというふうに考えているところでございます。

最後に、第57回万年山山開きについて申し上げます。

5月28日に玖珠町観光協会により第57回の万年山山開きが行われました。前日の雨模様の影響から山頂一帯は気温が11度前後、更に強風が吹く中でございましたけれども、そういうこともあって参加者は、登山者は例年よりやや少なかったところでございます。

今年は自然環境あるいは交通安全に配慮いたしまして、8合目駐車場への自動車乗り入れを規制して、登山バス6台を運行し、代わりに8合目駐車場では自衛隊玖珠駐屯地や地元の婦人会の皆さんの協力で、子育て団子じるが振る舞われ、登山者には温かい団子じる等に舌づつみを打っておりました。この点は好評であったというふうに思っております。

残念ながら天然記念物のミヤマキリシマはご案内のように、葉を食い荒らす害虫が大量発生いたしまして、花もまばらな状態でございますけれども、およそ800人の登山者が訪れまして、夏山の安全を祈願し万年山の雄大な自然を楽しんだところでございます。

以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

次に、今定例会にご提案申し上げました議案39件、報告1件について、順を追って簡単に提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案集の1ページをお開きください。議案集の1ページでございます。

議案第68号は、専決処分の承認を求めることについて(その1)で、玖珠町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、所得税から個人住民税への税源移譲による税率構造の改正、いわゆる地方財源への移譲の一環であります。国税であります所得税から地方税であります個人住民税への税源移譲による税率構造の改正、人的控除額等の差に基づきます負担増の減額措置、分離課税等における個人住民税の税率割合の改正、更に、損害保険料控除の改組などによります地震保険料控除の創設等、上位法の改正に伴います条例の一部改正でございます。自治法179条第1項の規定によって専決処分をさせていただきますので、これを議会に報告し承認を求めます。

お手元に黄色い表紙の資料集、前回の議会から作成しておりますけれども、黄色い資料集がございます。

この1ページから51ページまでに改正箇所を具体的に記しました新旧対照表を添付してございます。是非参考にさせていただきたいと思っております。

次に、議案集の24ページであります。議案集の24ページ。

議案第69号は、専決処分の承認を求めることについて(その2)玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者の世帯における合算額の上限額が改定されたこと、並びに所得税法等の改正による公的年金等の控除額の算定及び課税の特例等の創設に伴います条例の一部改正であり、地方自治法179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、これを議会に報告し承認を求めます。

先程の黄色い資料集の52ページから60ページまでに国民健康保険税条例の新旧対照表を示してございますので、添付してございますので、是非ご参考にさせていただきたいと思っております。

次に、議案集の29ページをお開き願います。

議案第70号は、これも専決処分の承認を求めることについてございまして、大分県退職手当組合規約の変更についてでございます。

本案は、平成18年3月31日付で国東市が大分県退職手当組合に加入することに伴い、同組合規約の一部変更を伴うものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分し、同条第3項の規定によりましてこれを議会に報告し、承認を求めます。

これも改正箇所を示しました新旧対照表を、資料集の61ページに具体的に書いておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

議案集の31ページでございます。

議案の第71号は、専決処分の承認を求めることについて(その4)大分県消防補償等組合理約の変更についてでございます。

本案も平成18年3月31日付で国東市が大分県消防補償等組合に加入することに伴いまして、同組合理約の一部変更を行うものでございまして、これを専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告して承認を求めますのでございます。

これも資料集62ページに同じく改正箇所を示した新旧対照表を添付してございますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、専決した予算関係の議案について説明申し上げます。

いずれの議案も予算書は別冊となっております。

議案集の33ページであります。議案の第72号、専決処分の承認を求めることについて(その5)平成17年度玖珠町一般会計補正予算(第10号)についてでございます。17年度玖珠町一般会計補正予算(第10号)についてでございます。

別冊となっておりますので、ご覧いただきたいと思います。

議案第72号、17年度一般会計補正予算書でございます。

まず1ページであります。一般会計補正予算(第10号)は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,625万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億8,362万4,000円といたすものでございます。

中身でございますが、6ページをお開きいただきたいと思います。

6ページの繰越明許費補正であります。10款教育費、ホッケー場建設事業に係ります明許費の補正であります。補正の内容といたしましては、同事業の管理委託費及び減債基金積立金を追加したことによるものでございます。

次に、7ページに地方債補正の内訳を示しておりますが、いずれも平成17年度の起債充当事業の額の決定に基づいて地方債限度額を補正したものでございます。

続きまして、歳入の補正について、主なものについてご説明申し上げます。

11ページ、予算書の11ページであります。

まず、歳入では国庫支出金、県支出金などの額の確定に伴う補正が主なものでございます。

11款1項1目1節、地方交付税1,037万6,000円の計上は、この交付金の交付額決定によるものでございます。

14ページをお開きください。

中段の16款2項9目、教育費県補助金3,063万3,000円の減額は、ホッケー場国体施設補助事業の決算見込に基づく補正でございます。

15ページをお開き願います。

15ページの下の方であります。19款1項1目繰入金1,839万9,000円の減額、1,839万9,000円の減額は、財政調整基金など決算見込に伴います財源の調整を行ったものでございます。

次に、歳出であります。17ページをお開き願います。

3款1項3目20節扶助費1,916万円の減額補正は、補装具給付費などの決算見込による減額補正でございます。

次に、20ページであります。負担金補助交付金、20ページの下段、下の方であります。8款2項2目の19節負担金補助及び交付金の842万5,000円につきましては、県道新設改良の修正に伴います県道負担金の確定によります減額補正でございます。

23ページをお開き願います。

一番上の方であります。10款6項7目25節積立金7,881万円。これにつきましては、ホッケー場建設事業の繰越に伴いまして、同ページ中13款3項4目25節の積立金のうち、先程歳入のところでちょっと触れましたけれども、国体施設の起債償還財源補助金積立、県補助金の起債償還財源の積立9,305万5,000円を減じまして、組み替えを行うものでございます。

なお、積立金額の差額につきましては、事業費の確定に伴うものでございます。

同じく下の方の13款3項6目の地域振興費、地域振興基金費でございますけれども、この3,000万円につきましては、年度末の財源の調整を行うために地域振興基金に積み込みをいたしたものでございます。

以上が一般会計補正予算（第10号）の主なものでございます。

次に、議案集の方にお戻りいただいて、議案集の34ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第73号でございます。同じく専決処分の承認を求めることについて、平成17年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

補正予算書同じく別冊となっております。補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。国民健康保険の17年度の補正予算書でございます。

議案第73号、玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算書、1ページでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,700万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億963万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、17年度でございますので、歳入では国民健康保険税、国庫支出金、療養給付交付金などの額の最終確定に伴うもの、一方歳出では、保険給付費や保健事業費、諸支出金などの額の確定に伴う調整でございます。

詳しい内容は説明を省略させていただきたいと思っております。

議案集にお戻りいただいて、議案集の35ページでございます。

議案の第74号は専決処分の承認を求めることについて（その7）17年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計についてでございます。

補正予算書は別冊となっておりますけれども、こちらの方も既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38万3,000円といたすものでございます。

償還額の額の確定等に伴いますものでございますので、詳しい内容の説明は省略させていただきます。

議案集の36ページをご覧くださいと思います。

議案第75号は、専決処分の承認を求めることについて(その8)平成17年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてでございます。

介護保険特別会計の予算書も別冊となっておりますので、ご覧くださいと思います。

1ページでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ899万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億1,201万3,000円といたすものでございます。

補正の内容は、歳入では国庫支出金の額の確定、歳出面では給付事業費の確定に伴います調整でございますので、したがって詳しい説明は省略させていただきますと思います。

議案集の方にお戻りいただいて、37ページをご覧くださいと思います。

議案第76号は専決処分の承認を求めることについて(その9)であります。老人保健特別会計補正予算(第4号)でございます。

補正予算書は同じく別冊となっております。

この予算書の別冊でありますけれども、この老人保健特別会計におきましても、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,434万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億6,168万6,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、ご案内のように社会保険診療報酬支払基金交付金、あるいは諸収入の歳入額及び医療給付費などの歳出額が確定いたしましたので、一般会計繰入金の額をこれに応じて確定するものでございます。

詳しい内容の説明は省略させていただきます。

38ページ、議案集38ページであります。

簡易水道特別会計補正予算についてでございます。

議案第77号は、専決処分の承認を求めることについて(その10)平成17年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

補正予算書は同じく別冊となっておりますが、この会計につきましても、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ413万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,671万6,000円といたすものでございます。

これも額の確定などに伴うものでございますので、専決をさせていただきました。詳しい内容は省略させていただきますと思います。

ただ今までの10議案は、自治法の規定によりましていずれも専決をさせていただきましたので、これをご報告申し上げ、承認を求めますのでございます。

次に、議案集に戻りまして、39ページをお開き願います。

議案第78号は、メルヘンの森スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、先程諸般の報告において申し述べました、国民体育大会の開催を契機に建設を進めてまいりましたメルヘンの森スポーツ公園、本格的なホッケー場等の完成に伴いまして、関係条例を整備するものでございます。

この条例案につきましては、黄色い表紙の資料集の63ページと64ページをご覧くださいまして、ホッケー場の外観の写真と平面図が添付してございます。参考にさせていただきたいと思っております。

議案集の41ページをお開き願います。

議案の第79号、玖珠町障害者介護給付費等認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてでございます。

本案は、障害者自立支援法、平成17年の法律第123号であります。第15条の規定により審査会を設置することになっております玖珠町障害者介護給付費等認定審査会の委員の定数を3人と定めるものであります。

これも黄色い表紙の資料集の65ページに本条例の制定根拠となります障害者自立支援法の関係部分を抜粋いたしておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。65ページであります。

議案集の42ページをお開きください。

議案の第80号は、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。

本案は、先にご説明いたしました議案第79号の玖珠町障害者介護給付費等認定審査会の委員の報酬を現行の条例に追加するものでございます。

審査会の委員の報酬を現行の条例に追加するものでございまして、黄色い表紙の資料集の66ページに改正箇所を示した新旧対照表を添付してございますので、ご一読をお願いいたします。

次に、43ページでございます。

議案の第81号は、玖珠町使用料条例の一部改正についてであります。

本議案につきましては、先程のメルヘンの森スポーツ公園ホッケー場等の完成に伴いまして、同施設の使用料等を現行条例に追加するものでございます。

議案集の44ページでございます。

議案の第82号、玖珠町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

本案は、これまで関係住民の税負担を考慮いたしまして、平成9年度以来据え置いてまいりました国保税の税率等につきまして、保険医や議員、国保被保険者の代表などで組織していただいております。

ります国民健康保険運営協議会の慎重な審議を経て、この国民健康保険制度の根幹をなします国保制度というものを今後も維持し、厳しい国民健康保険財政の健全化を図るために、国保税率等の改正を行うものでございます。

黄色い表紙の資料集の67ページと68ページに改正箇所を示した新旧対照表を付けてございますので、ご覧をいただきたいと思います。

次に、議案集の45ページ、議案集の45ページをお開きください。

議案の第83号から議案集の49ページの議案第87号までの5議案は、辺地に係る総合整備計画の策定についてでございます。

いずれの議案も辺地総合整備計画書として別冊にまとめておりますので、ご覧いただきたいと思いますが、この計画書は辺地に係る公共施設等の整備に関する整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条第1項の規定に基づいて、議会の議決をいただくものであります。

平成22年度までの5年間の事業の予定につきまして、玖珠町政策事業3カ年計画などを基に調整したものでございます。

それぞれの計画案につきましては、あくまでも事業を行ううえでの辺地債等の優良起債の充当を予定するものでございまして、いわば大枠の計画でありまして、具体的な事業の実施等におきましては、実施年度の予算計上時にご審議をいただくということになるものでございます。

したがって、計画に盛り込んでおります事業及び事業の年度、計画内容につきましては、今後において変更を伴うものでございますので、申し上げます。

それでは、議案集に戻っていただきまして、議案集の50ページであります。

議案の88号から議案集の75ページまでの議案の102号までの15議案は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。指定管理者の指定についての議案でございます。

先の3月定例議会におきまして、地方自治法244条の2の改正によりまして、これまでの管理委託制度、公共施設の管理委託制度から指定管理者制度が導入されました。この公の施設の指定管理者について、議会の議決を求めるものでございます。

88号から75ページの102号までの15議案ともに指定管理者を指定するものでありまして、総括的にこの制度をご理解いただくために、指定管理者制度の内容と各施設の一覧表等を作成いたしましたので、この黄色い表紙の69ページに自治法244条の2の改正に伴います指定管理者制度の導入目的等を明記しておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

次に、議案集の76ページをお開きください。

議案の第103号、76ページであります。大分県市町村会館の管理組合を組織する地方公共団体の数の増減についてであります。

この議案は、平成18年3月31日付で「国見町、国東町、武蔵町、安岐町」が合併して「国東市」となったことによりまして、大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減が生じ

ましたので、玖珠町議会の議決を求めるものでございます。

なお、ちなみに市町村会館内にありますこれまでの町村会の事務局は、今回市長会と合同で「市長会町村会合同事務局」というふうになって、市町村会館の管理等も行うことになっておりますので、申し上げておきます。

次に、議案の第104号であります、平成18年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）でございます。

別冊となっております。平成18年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）でございます。

別冊予算書の1ページであります、補正予算書は、補正予算第1号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ288万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出72億3,288万9,000円とするものでございます。

若干中身についてご説明申し上げますが、4ページをお開き願いたいと思います。

4ページ、第2表の債務負担行為でございます。固定資産税の土地評価メンテナンス業務を平成19年度より平成20年度までの期間に、600万円を限度額として追加するものでございます。

歳入でございますが、8ページをお開きください。

21款4項1目、受託事業収入329万8,000円は、陸上自衛隊玖珠駐屯地内の給水施設の建設に伴いまして、名草台遺跡の発掘調査を新たに行うための国の受託事業の受入収入の計上でございます。

次に歳出でございますが、10ページになります。

10ページ、上段4款1項1目19節負担金補助及び交付金36万円は、新たに開始を予定いたしておりますドクターヘリの運行経費、これも実績によるものでありますけれども、当面運行経費負担金の計上をさせていただいております。

次に、13ページであります、上段10款6項3目15節、13ページの上段であります、工事請負費、この18節の、工事請負費を備品購入費に予算の組み替えをさせていただきます。

同じく、最後の10款の6項9目の19節に負担金補助交付金100万2,000円。これにつきまして、国体の玖珠町実行委員会の事業の組み替え推進に係る補助金の補正でございます。

以上が一般会計補正予算（第1号）の主な内容でございます。

次に、議案の第105号であります、平成18年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

これにつきましても別冊になっておりますので、ご覧いただきたいと思います。

国保会計の補正予算の1ページでございます。補正予算は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,889万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,392万2,000円とするものでございます。

本案は、議案の第82号で提案いたしております玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について、

これに関連するものでございます。

具体的な説明は省略をさせていただきたいと思います。

次に、議案の第106号でございますが、老人保健特別会計でございます。

同じく別冊でございますが、1ページ、歳入歳出予算にそれぞれ626万4,000円を追加いたしまして、総額を23億9,446万4,000円といたすものでございます。

補正の内容につきましては、医療費国庫負担金の過年度(17年度)分の精算交付金の額の確定に伴いまして、一般会計から老人保健特別会計への繰入金を確定に伴いまして調整いたすものでございます。

詳しい内容につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案集の77ページでございます。

報告第1号は、平成17年度玖珠町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

本報告は、自治法の施行令146条の2項によりまして、17年度玖珠町一般会計繰越明許費の繰越計算書を調製して議会に報告するものでございます。

内容につきましては、調整交付金等防衛の補助事業、それからホッケー場建設事業など11件でございます。翌年度繰越合計額が5億7,254万2,000円となるものでございます。

以上、専決処分の承認を求める案件10件、条例の制定案件2件、条例の一部改正案件3件、辺地に係る総合整備計画の策定案件の5件、自治法の改正によります公の施設の指定管理者の指定案件が15件、市町村合併に伴います大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の増減案件が1件、平成18年度の補正予算案件3件の計39議案と繰越明許費に係ります報告案件1件を上程させていただいたところでございます。

よろしくご審議のうえ、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げまして、町政諸般の報告及び提案いたしました議案の提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、最後になりましたけれども、先程議運委員長さんのご報告にもありましたように、本定例会の会期中に人事案件の上程を予定いたしておりますので、よろしくようお願い申し上げます。ありがとうございました。

日程第6 請願並びに陳情の上程

○議 長(横山富夫君) 日程第6、請願並びに陳情の上程を行います。

お手元に配付してあります文書表のとおり、陳情1件が提出されております。これを上程いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(横山富夫君) 異議なしと認めます。

よって、陳情 1 件は上程することに決しました。

日程第 7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（横山富夫君） 日程第 7、委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

基地対策特別委員会の報告を求めます。

基地対策特別委員会委員長片山博雅君。

○基地対策特別委員長（片山博雅君） おはようございます。

基地対策特別委員会の報告をいたします。

平成 18 年第 1 回玖珠町議会定例会において、基地対策特別委員会に閉会中の継続審査の付託を受けた件につきまして、その結果を報告いたします。

平成 18 年 5 月 24 日執行部出席のもと、基地対策特別委員会を開催しました。

執行部より、本年 1 月 30 日、四者協（日出生台演習場問題協議会）に対し、在沖縄米軍より演習場内で小銃・機関銃の実弾を使う訓練の申し入れがあり、「協定にない申し入れであり受け入れられない、四者協で拒否する。」

事後 6 回の訓練拡大要請と回答に係る報告を受けました。

また、「来年 10 月 23 日には、日出生台演習場の米軍使用に関する協定の更新があり、今後、県・関係市町とも連携し、四者協の場において対応したい。」との報告を受けました。

委員会としては、基地問題の対応について執行部とともに問題解決に向けて努力することを確認し、本委員会は引き続き継続審査とすることを決しました。

以上です。

○議長（横山富夫君） 基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（ な し ）

○議長（横山富夫君） 基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を終わります。

おはかりします。

議案第 68 号から議案第 77 号は、いずれも専決処分の承認を求める案件であります。

議会運営委員長から報告がありましたように、議案の性格上委員会付託を省略し直ちに本日の議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号から議案第 77 号の 10 議案は、委員会付託を省略し直ちに本日の議題とする

ことに決定いたしました。

日程第 8 質疑・討論・採決（専決処分10件）

○議長（横山富夫君） 日程第 8、これより質疑、討論、採決を行います。

議案集をお開きください。

議案集 1 ページ、議案第 68 号、専決処分の承認を求めることについて（その 1）玖珠町税条例の一部を改正する条例について、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 68 号の質疑を終わります。

次に、議案集 24 ページ、議案第 69 号、専決処分の承認を求めることについて（その 2）玖珠町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 69 号の質疑を終わります。

次に、議案集 29 ページ、議案第 70 号、専決処分の承認を求めることについて（その 3）大分県退職手当組合理約の変更について質疑はありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 70 号の質疑を終わります。

次に、議案集 31 ページ、議案第 71 号、専決処分の承認を求めることについて（その 4）大分県消防補償等組合理約の変更について質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 71 号の質疑を終わります。

次に、議案集 33 ページ、議案第 72 号、専決処分の承認を求めることについて（その 5）平成 17 年度玖珠町一般会計補正予算（第 10 号）について、別冊の予算書第 10 号をお出してください。

2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正から 5 ページ、最後まで質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 次に、6 ページ、第 2 表 繰越明許費補正から 7 ページ、最後まで質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 次に、9ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書から11ページ歳入、17ページ歳出の最後まで質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

議案第72号の質疑を終わります。

次に、議案集34ページ、議案第73号、専決処分の承認を求めることについて（その6）平成17年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、別冊の予算書第5号をお出しください。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

議案第73号の質疑を終わります。

次に、議案集35ページ、議案第74号、専決処分の承認を求めることについて（その7）平成17年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、別冊の予算書第2号をお出しください。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

議案第74号の質疑を終わります。

次に、議案集36ページ、議案第75号、専決処分の承認を求めることについて（その8）平成17年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、別冊の予算書第4号をお出しください。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

議案第75号の質疑を終わります。

次に、議案集37ページ、議案第76号、専決処分の承認を求めることについて（その9）平成17年度玖珠町老人保健特別会計補正予算（第4号）について、別冊の第4号をお出しください。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 質疑なしと認めます。

議案第76号の質疑を終わります。

次に、議案集38ページ、議案第77号、専決処分の承認を求めることについて(その10)平成17年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について、別冊の予算書第2号をお出してください。歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第77号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第68号に対する反対意見はありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 賛成意見はありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第69号に対する反対意見はありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 賛成意見はありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第70号に対する反対意見はありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 賛成意見はありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第71号に対する反対意見はありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 賛成意見はありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第72号に対する反対意見はありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 賛成意見はありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 議案第73号に対する反対意見はありませんか。

(な し)

- 議 長（横山富夫君） 賛成意見はありませんか。
（ な し ）
- 議 長（横山富夫君） 議案第74号に対する反対意見はありませんか。
（ な し ）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見はありませんか。
（ な し ）
- 議 長（横山富夫君） 議案第75号に対する反対意見はありませんか。
（ な し ）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見はありませんか。
（ な し ）
- 議 長（横山富夫君） 議案第76号に対する反対意見はありませんか。
（ な し ）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見はありませんか。
（ な し ）
- 議 長（横山富夫君） 議案第77号に対する反対意見はありませんか。
（ な し ）
- 議 長（横山富夫君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第68号から議案第77号までの10議案は、専決処分の承認を求める案件であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第77号までの10議案につきましては、これを一括採決することに決定いたしました。

議案第68号から議案第77号までの10議案につきまして、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

- 議 長（横山富夫君） 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第68号から議案第77号までの10議案につきましては、承認することに決定いたしました。

- 議 長（横山富夫君） 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

おはかりいたします。

明日8日は議案考案のため休会、9日は議案質疑といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

明日8日は休会、9日は議案質疑とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時14分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年6月7日

玖珠町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員